㋐　アスファルト舗装工事については、東北地方整備局におけるアスファルト舗装工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㋑　維持補修工事については、東北地方整備局における維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　建設工事共同企業体の構成員は、平成24年４月26日において次の要件を満たすものとする。

①　当該工事の建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　次に掲げる実績条件のうち、該当する実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　アスファルト舗装工事については、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、アスファルト舗装工事における10,000㎡以上の排水性舗装の施工実績。

㋑　維持補修工事については、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、高速自動車国道、国都道府県道における維持作業、舗装補修作業、路面清掃作業、道路除草作業等の何れかの経常維持作業（ただし、区画線工事、塗装工事、標識工事等の専門工事は除くものとする。）の施工実績かつ道路除雪作業の施工実績。ただし、㋐、㋑は同一工事での施工実績でなくてもよい。

③　次に掲げる基準を満たす工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記ⅰ、ⅱに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ⅰ　アスファルト舗装工事については、10,000㎡以上の排水性舗装の施工経験。

ⅱ　維持補修工事については、高速自動車国道、国都道府県道における舗装補修作業の施工経験。

ただし、ⅰ、ⅱは同一工事の施工経験でなくてもよい。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること（詳細は入札説明書参照。）。

⑶　出資比率要件　建設工事共同企業体の全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする（ただし、建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は出資比率要件は求めない。）。

⑷　代表者要件　建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする（ただし、建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は構成員において決定された者とする。）。

⑸　建設工事共同企業体の協定　建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用し「建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする（ただし、建設工事共同企業体の組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合は「建設工事共同企業体協定書（乙）」。）。

「建設工事共同企業体協定書」の様式は上記５⑴ヘアクセスして入手するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　建設工事共同企業体の名称は、「東北横断自動車道　宮守東和道路舗装・維持補修工事○○・○○建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 24 年４月 12 日

国立水俣病総合研究センター総務課長

佐藤　克子

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　43

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　磁気共鳴画像撮影装置（ＭＲＩ3.0Ｔ）システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成24年度第４・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的要件

①　ＭＲ装置は３テスラ以上の静磁場強度を備えていること。

②　高感度、高分解度で撮影できる頭部用サーフェースコイルを備えること。

③　精度の高いデータを得るため、高い磁場均一性及び最適なＲＦ制御機構を備えること。

④　脳機能画像を得るために必要な先進的アプリケーションや周辺機材の設置性や、被験者への検査環境の向上を考慮されていること。

⑤　脳機能画像の撮影・処理、画像解析のための画像転送の各機能を有すること。

⑥　国内において脳機能研究に使用されている実績がある装置であること。